

新潟市歴史的建築物活用事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に残る歴史的建築物を維持・保全することにより、魅力ある歴史的なまちなみの保全を推進するとともに、交流人口の拡大その他の地域課題の解決に寄与するため、当該歴史的建築物を活用して事業を行う者に対し助成金を交付することに関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、景観法（平成16年法律第110号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 歴史的建築物 原則として、建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行の際、現に存する建築物をいう。

(2) 活用 歴史的建築物を、宿泊施設、店舗、工房及び事務所その他事業用の用途として利用する事業をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項4号若しくは第5号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する場合を除く。

(3) 修景 建築物及び当該建築物の敷地の外観を歴史的まちなみの保全に資するよう行う、新築、増築、改築、修繕、模様替え、広告物・建築設備等の修景、外構の修景又は色彩の修景をいう。

(助成対象地区)

第3条 助成金の交付の対象となる地区は、新潟市景観計画（平成19年新潟市告示第59号）において、歴史的建築物の保全を図り、これと調和した景観の形成を図る区域として特別区域に設定している区域及びその周辺の区域で、別図に定める地区とする。

(助成対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 歴史的建築物の所有者（当該建築物及び当該建築物が立地する土地の所有者が複数いる場合は、助成を受けようとする者を除く所有者全員の同意を得ている者に限る。）

(2) 歴史的建築物の権原に基づく占有者（当該建築物及び当該建築物が立地する土地の所有者の全員の同意を得ている者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成を受けることができない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（助成対象経費、助成率及び助成上限額）

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率及び助成金の限度額は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定により算出した助成金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

（助成の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 助成事業収支予算書（別記様式第2号）

(3) 図面（付近見取り図、配置図、仕上げ表、平面図、着色立面図、外構図）

(4) 現況写真（全景及び施工予定箇所ごとの施工前の状況が確認できるもの）

(5) 見積書の写し

(6) 申請者が新潟市に対して納税義務を負う場合は、新潟市税の納税証明書（市制度用）

(7) 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書

(8) 同意書及び同意者の印鑑登録証明書（当該建築物又は当該建築物の立地する土地の所有者の同意が必要な場合に限る。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類の添付の必要が無いと認めるときは、これを省略させることができる。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容（交付の条件を付したときは、その決定の内容及び条件）を、助成金の不交付の決定をしたときはその旨を、助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

第9条 助成金の交付の決定を受けて助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）

が、助成事業の内容若しくはこれに係る予算を変更しようとするとき又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに助成事業（変更・中止・廃止）申請書（別記様式第4号）に必要な書類を添え、市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 助成対象経費の内容及び助成金の額に変更が無いもの

(2) 助成対象経費の内容に変更が無く、助成金の額が減少するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、助成事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができるものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をした場合は、交付決定（変更・中止・廃止）承認通知書（別記様式第5号）により、助成事業者に通知するものとする。

（事故報告等）

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（助成事業の遂行の指示）

第11条 市長は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って助成事業を遂行していないと認めるときは、助成事業者に対し、これに従って当該助成事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告）

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成事業完了後一カ月以内又は交付の決定に係る市の会計年度の2月末日までに、助成事業実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書（別記様式第7号）

(2) 竣工図（変更があった場合に限る。）

(3) 工事請負契約書の写し

(4) 領収書の写し

(5) 施工前・施工中・施工後の写真（建築物の全景及び施工箇所ごとの状況が確認できるもの）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第13条 市長は、実績報告書の提出があった場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを助成事業者に指示することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成事業について準用する。

(額の確定等)

第14条 市長は、実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（別記様式第8号）により通知し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 正当な理由なく助成事業の是正に関する市長の指示に従わなかったとき。

(5) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであるとき。

(6) その他、関連する法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合は、助成金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 16 条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成金返還命令書（別記様式第 10 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超えて助成金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第 17 条 助成金の交付を受けたものは、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第 18 条 助成事業者は、次に掲げる行為を行う場合は、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（別記様式第 11 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 助成事業により取得し、若しくは効用の増加した不動産又は助成事業により取得した価格が 1 点 50 万円以上の備品を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する場合

(2) 助成事業により工事した部分を、増築、改築、移転若しくは除却、意匠を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を要しない。

(1) 助成事業者が助成金の全部に相当する額を市に納入した場合

(2) 市長の承認を受けた日又は助成事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する期間を経過した日のいずれか早い日を経過した場合

(3) 助成事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後 10 年を経過した場合（前

項第2号の場合に限る。)

- 2 市長は、第1項の規定による承認をした場合は、処分（承認・非承認）通知書（別記様式第12号）により、助成事業者に通知するものとする。

（報告）

第19条 市長は、助成金の交付に関し必要があると認めたときは、助成対象者に対し期限を定めて、報告又は資料の提出を求め、その内容を調査することができる。

- 2 助成事業者は、前項の報告依頼があったときは、定められた期限までに、市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による報告が無い場合及び報告の内容が第7条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、必要な処置を指示することができる。

（選定委員会）

第20条 市長は、公平かつ公正に助成事業者を選定するため、選定委員会を置くことができる。

- 2 選定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（助成事業の公表）

第21条 市長は、助成事業の完了後、歴史的建築物の活用の促進のために、ホームページ、パンフレット等を利用して、当該助成事業の概要について公表することができる。

（様式）

第22条 市長は、この要綱の規定による様式によりがたいと認めるときは、その都度これを変更することができる。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

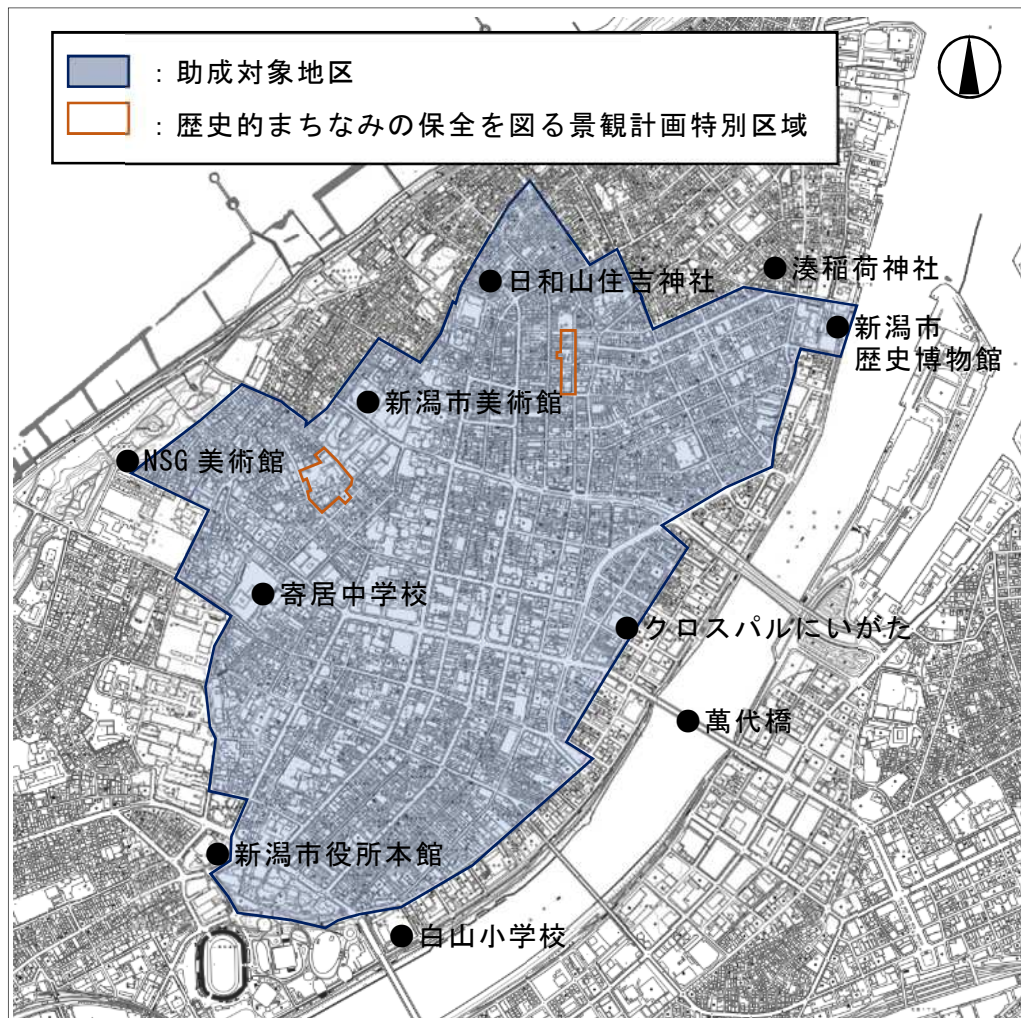
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日をもって失効する。

別図（第3条関係）



別表（第 5 条関係）

助成対象経費	助成率	助成金限度額
歴史的建築物の修景費、耐震改修費、内装整備費、建築設備の整備費（消防設備含む）並びにこれらに係る設計・工事監理費及び耐震診断費 自ら施工する場合の原材料費 備品購入費	3 分の 2 以内	1 建物かつ 1 事業者あたり 8,000 千円

- 注 1 設計・工事監理費は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づき定める「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」を基に算出した額を標準とする。
- 2 国若しくは他の地方公共団体又は本助成金以外の本市の助成を受けて助成事業を行う場合、当該助成の交付の対象となる経費は、助成対象経費の対象としない。
- 3 複数年度にわたり段階的に助成事業を行う場合は、1 建物かつ 1 事業者あたりの助成金限度額とする。ただし、それぞれの年度の予算の範囲内において交付するものとする。
- 4 助成対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市歴史的建築物活用事業助成金交付申請書

新潟市歴史的建築物活用事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 事業の名称	
2 建築物の所在地	
3 建築物の名称	
4 建築物の建築年代	☐ 江戸期以前 ☐ 明治期 ☐ 大正期 ☐ 昭和初期（昭和 2 5 年 1 1 月 2 3 日以前）
5 申請者の区分	☐ 歴史的建築物の所有者 ☐ 歴史的建築物の占有者
6 建築物の活用の用途	
7 助成対象経費	円
8 助成金交付申請額	円
9 助成事業の期間	【工事着手予定】 年 月 日 【工事完了予定】 年 月 日
10 助成事業の公表の内容、方法及び時期	

添付書類

- （1）事業計画書
- （2）助成事業収支予算書（別記様式第 2 号）
- （3）図面（付近見取り図、配置図、仕上げ表、平面図、着色立面図、外構図）
- （4）現況写真（全景及び施工予定箇所ごとの施工前の状況が確認できるもの）
- （5）見積書の写し
- （6）申請者が新潟市に対して納税義務を負う場合は、新潟市税の納税証明書（市制度用）
- （7）暴力団の排除に関する誓約書兼同意書
- （8）同意書及び同意者の印鑑登録証明書（当該建築物又は当該建築物の立地する土地の所有者の同意が必要な場合に限る。）
- （9）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

助成事業収支予算書

1 収入

区 分	資金調達先	金 額
自己資金		円
借入金		円
本助成金	新潟市	円
その他		円
合計		円

※行数が不足する場合は、適宜追加してください。

2 支出

区 分		金 額
助成対象経費	耐震診断費	円
	設計・工事監理費	円
	耐震改修費	円
	歴史的建築物の修景費	円
	内装整備費	円
	建築設備の整備費	円
	自ら施工する場合の原材料費	円
	備品購入費	円
	【助成対象経費小計：A】	円
助成対象外経費	上記に係る消費税	円
	【助成対象外経費小計】	円
合計		円

※行数が不足する場合は、適宜追加してください。

3 助成金交付申請額の算定

A：助成対象経費	円
B：助成対象経費の2／3（ $A \times 2 / 3$ ）	円
C：交付済額	円
D：助成限度額（8,000,000－C）	円
E：助成金交付基礎額（B又はDのいずれか低い額）	円
F：助成金交付申請額（Eを1,000円未満切り捨て）	円

別記様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市歴史的建築物活用事業助成金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった新潟市歴史的建築物活用事業助成金について、下記のとおり（交付・不交付）と決定しましたので通知します。

記

1 事業の名称

2 建築物の所在地

3 助成金交付決定額（不交付の理由）

4 交付条件

- （1）助成事業に要する予算又は内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- （2）助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （3）助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4）上記の助成金交付決定額は、現段階での見込み金額であり、助成金額については、実績報告を受けて確定するものとする。
- （5）その他の条件

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市歴史的建築物活用事業助成金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった事業について、
次のとおり、（変更・中止・廃止）したいので、申請します。

記

1 事業の名称

2 建築物の所在地

3 （変更・中止・廃止）の内容

	変更前	変更後
事業内容		
助成対象経費		
交付申請額		

4 （変更・中止・廃止）の理由

5 変更予定年月日

6 添付書類

- （1）交付申請時に提出した書類で、変更に関わるもの
- （2）その他市長が必要と認める書類

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市歴史的建築物活用事業助成金
（変更・中止・廃止）（承認・非承認）通知書

年 月 日付で計画（変更・中止・廃止）承認申請のあった新潟市歴史的
建築物活用事業助成金について、下記のとおり（承認・非承認）としたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 （変更・中止・廃止）の内容

	変更前	変更後
事業内容		
助成対象経費		
交付決定額		

- 4 （変更・中止・廃止）の理由
- 5 非承認の理由

別記様式第 6 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた新潟市歴史的建築物活用事業助成金について、事業が完了しましたので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称			
2 建築物の所在地			
3 建築物の名称			
4 助成対象経費、 交付決定額及び その精算額	交付決定時	助成対象経費 円	交付決定額 円※
	実績報告時	助成対象経費 円	精算額 円
5 助成事業の期間	【工事着手予定】 年 月 日		
	【完了完了予定】 年 月 日		
6 助成事業の 公表の状況			

※変更承認通知を受けている場合は、最終の交付決定額を記載

添付書類

- （１）収支決算書（別記様式第 7 号）
- （２）竣工図（変更があった場合に限る。）
- （３）工事請負契約書の写し
- （４）領収書の写し
- （５）施工前・施工中・施工後の写真（建築物の全景及び施工箇所ごとの状況が確認できるもの）
- （６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

助成金振込先

口座 名義	カナ						
	漢字						
金融機関名		預金種別	口座番号				
銀行 本店		☐ 普通					
金庫 支店		☐ 当座					
農協 出張所							
信用組合							

別記様式第7号（第12条関係）

助成事業収支決算書

1 収入

区 分	資金調達先	金 額
自己資金		円
借入金		円
本助成金	新潟市	円
その他		円
合 計		円

※行数が不足する場合は、適宜追加してください。

2 支出

区 分		金 額
助成対象経費	耐震診断費	円
	設計・工事監理費	円
	耐震改修費	円
	歴史的建築物の修景費	円
	内装整備費	円
	建築設備の整備費	円
	自ら施工する場合の原材料費	円
	備品購入費	円
	耐震診断費	円
	【A：助成対象経費小計】	円
助成対象外経費	上記に係る消費税	円
	【助成対象外経費小計】	円
合 計		円

※行数が不足する場合は、適宜追加してください。

3 助成金精算額及び算定方法

A：助成対象経費	円
B：助成対象経費の $2/3$ ($A \times 2/3$)	円
C：交付済額	円
D：助成限度額 ($D - C$)	円
E：助成金交付基礎額 (B又はDのいずれか低い額)	円
F：助成金精算額 (Eを1,000円未満切り捨て)	円

別記様式第8号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市歴史的建築物活用事業助成金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった新潟市歴史的建築物活用事業助成金について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 助成金交付決定額
- 4 交付済額
- 5 確定額

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した新潟市歴史的建築物活用事業助成金について、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 助成金交付決定額
- 4 交付決定取消額
- 5 取消理由

別記様式第 1 0 号（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

助成金返還命令書

年 月 日付 第 号で金額を確定した新潟市歴史的建築物活用
事業助成金について、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 事業の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 助成金の返還額
- 4 返還期限
- 5 返還理由

別記様式第11号（第18条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市歴史的建造物活用事業助成金に係る取得財産の処分承認申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市歴史的
建造物活用事業助成金について、取得した財産を下記のとおり処分したいので、次のとお
り申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日
- 3 取得効用増加価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

別記様式第12号（第18条関係）

様

第 号
年 月 日

新潟市長 印

新潟市歴史的建造物活用事業助成金に係る取得財産の処分（承認・非承認）通知書

年 月 日付で取得財産の処分承認申請のあった新潟市歴史的建造物活用事業助成金について、下記のとおり（承認・非承認）としたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日
- 3 取得効用増加価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由
- 6 承認の条件（非承認の理由）